4　カンボジア王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　カンボジア王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカンボジア王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカンボジア王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　カンボジア王国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカンボジア王国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカンボジア王国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカンボジア王国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカンボジア王国において課されるすべての財政課徴金及び租税

8　カンボジア王国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びカンボジア王国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　カンボジア王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年八月十三日にプノンペンで

カンボジア王国駐在

日本国特命全権大使　篠原勝弘

カンボジア王国

副首相兼外務・

国際協力大臣　ハオ・ナムホン閣下

（カンボジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年八月十三日にプノンペンで

カンボジア王国

副首相兼外務・

国際協力大臣　ハオ・ナムホン

カンボジア王国駐在

日本国特命全権大使　篠原勝弘閣下

○外務省告示第四百六十六号

オーストラリア連邦政府は、平成十五年五月十六日にロンドンで作成された「千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書」の加入書を平成二十一年七月十三日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十一年十月十三日にオーストラリア連邦について効力を生ずる。

（平成二十一年七月十四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十一年九月三日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百六十七号

ギリシャ共和国政府は、平成八年五月二日にロンドンで作成された「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の加入書を平成二十一年七月六日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十一年十月四日にギリシャ共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年七月八日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十一年九月三日

外務大臣　中曽根弘文

○厚生労働省告示第四百九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月三日

厚生労働大臣　舛添　要一

別表に第28部として次のように加える。

第28部　追　補

内　用　薬

品　名	規　格　単　位	薬　価　円
（ジ）		
プリジスタナイーブ錠400mg	400mg 1錠	921.90

○農林水産省告示第千二百五十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十六条第一項の規定に基づき、昭和三十一年七月十七日農林省告示第四百二十七号（漁業法第八十六条第一項の規定に基づき同項の農林水産大臣の指定する市町村を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月三日

農林水産大臣　石破　茂

「多賀城市」を削る。

○外務省告示第四百六十八号

アイルランド政府は、平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の加入書を平成二十一年六月三十日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十一年九月三十日にアイルランドについて効力を生ずる。

（平成二十一年七月六日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十一年九月三日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百六十九号

チェコ共和国政府は、平成十年七月十七日にローマで作成された「国際刑事裁判所に関するローマ規程」の批准書を平成二十一年七月二十一日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同規程は、平成二十一年十月一日にチェコ共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年七月二十二日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十一年九月三日

外務大臣　中曽根弘文

○農林水産省告示第千二百五十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十六条第一項の規定に基づき、昭和三十一年七月十七日農林省告示第四百二十七号（漁業法第八十六条第一項の規定に基づき同項の農林水産大臣の指定する市町村を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から施行する。

平成二十一年九月三日

農林水産大臣　石破　茂

「滋賀県東浅井郡虎姫町」を削る。